

パートタイム・有期雇用労働者に関するルール



同一労働同一賃金 ガイドライン改正のポイント

同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、基本給や各種手当、福利厚生などの待遇について不合理な差を設けることを禁止したパートタイム・有期雇用労働法。その考え方や具体例などを示したガイドラインが改正され、**2026年10月より施行**されます。改正されたポイントをご一緒に学び、職場や組合のとりくみにいかしましょう。



日 時

10月24日(土) 13:00~13:50



講 師

厚生労働省 雇用環境・均等局 有期・短時間労働課

仙田 統悟 課長補佐



開催方法

オンライン開催 (Zoom を使用します)



申込方法

参加申込、お問い合わせは、
所属組合かお近くの組合役員まで。



職場の実態や課題に合わせて、改正ガイドラインを活用しながら、誰もが安心して働き続けられる職場づくりをすすめていきましょう。



主催

全労連

非正規雇用労働者全国センター